

社会保険法判例

川久保 寛

遺族補償年金の支給と憲法14条1項

大阪地方裁判所平成25年11月25日判決（平23（行ウ）178号，遺族補償年金等不支給決定処分取消請求事件），判例時報2216号122頁

I 事実の概要

本件は，地方公務員であった妻の自殺が公務上の災害と認められたことから，その夫（原告）が，地方公務員災害補償法（以下，「地公災法」という）に基づいて，地方公務員災害補償基金大阪支部長（被告）に対して，遺族補償年金ならびに遺族特別支給金等の支給を求めたものの，いずれも不支給とされたため，その取消しを求めた事案である。

地公災法は，遺族補償年金の支給対象者について，いわゆる内縁関係を含む配偶者ならびに子，父母等であって，職員の収入によって生計を維持している者，と規定している（32条1項）。また，妻以外には要件を付しており，配偶者であっても夫と妻について異なった取扱いを規定している。すなわち，妻には年齢制限がないが，夫は60歳以上¹⁾でなければ遺族補償年金が支給されない（32条1項ただし書き1号）。さらに，地公災法は，福祉事業である遺族特別支給金等についても，支給対象者を遺族補償年金ないし遺族補償一時金の受給権者としており，夫と妻で異なった取扱いを行っている（47条1項2号および業務規程29条の7以下）。

申請時に51歳であった原告は，例外として支給

を認められる障害者でもなかったため，被告から遺族補償年金ならびに遺族特別支給金等の不支給決定を受けた。そこで，原告は，32条1項ただし書き1号によって夫についてのみ年齢要件を付加していることが，憲法14条1項に違反すると主張して，本件訴訟を提起した。

II 判旨 請求認容（不支給決定取消し）

1 地公災法32条1項の成立過程

「…地公法においても，〔労基法，労災保険法，国家公務員災害補償法と〕同様に，遺族補償年金を職員の死亡によって扶養者を喪失した遺族で稼働能力を欠く者に支給するため，妻については，一般的には就労が困難であることが多いことなどを考慮して年齢要件又は障害要件（以下「年齢要件等」という。）を設けず，妻以外の遺族で高校卒業時より55歳未満の者については，他の公的年金との均衡を考慮し，年齢要件等を設けた同法32条1項が制定された。」

2 違憲審査基準と遺族補償年金の法的性質

「憲法14条1項は，法の下での平等を定めており，この規定は，事柄の性質に応じた合理的な根拠に基づくものでない限り，法的な差別的取扱いを禁

止する趣旨のものである（最大判昭和39年5月27日〔地方公務員の待命処分をめぐる判決〕，最大判昭和48年4月4日〔尊属殺違憲判決〕。〕

「…地方公務員災害補償制度は…一種の損害賠償制度の性質を有しており，純然たる社会保障制度とは一線を画するものであることは否定できない。

ただ，同時に，地方公務員災害補償制度は，労災保険制度を踏まえて制定されたものであるが，それまでに社会保障立法の性質を有する健康保険法や厚生年金保険法及び労働者災害扶助責任法に個別に規定されていた業務災害保険制度が統合されたものである上，昭和40年の改正により遺族補償が年金化され，受給権者が死亡，婚姻するなどした場合にその受給権は消滅するものとされている一方で，これらの事情が生じない限り，死亡した職員の就労可能年数が経過した後も同年金の受給権を失わないものとされており，また，他の社会保障的性質を有する年金給付との間に調整規定が置かれていることなどに照らすと，上記遺族補償年金は，定額が支給される遺族補償一時金とは異なり，一般に独力で生計を維持することができる者，あるいは，死亡職員との間によるものとは別の生計維持関係を形成した者は，その生計維持関係をもって生活することを原則とし，そうでない者については，喪失した被扶養利益を補填する必要性を認めて支給するものとしたものであり，遺族補償年金制度には被告らが主張するように社会保障的性質をも有することは否定できない。

そのような性質を有する遺族補償年金制度につき具体的にどのような立法措置を講じるかの選択決定は，上記制度の性質を踏まえた立法府の合理的な裁量に委ねられており，本件区別が立法府に与えられた上記のような裁量権を考慮しても，そのような区別をすることに合理的な根拠が認められない場合には，当該区別は，合理的な理由のない差別として，憲法14条1項に違反するものと解するのが相当である。〕

3 具体的検討

(1) 年齢要件の合理性

「本件年齢要件を含む年齢要件は…社会保障的性質をも有する遺族補償年金の受給権者の範囲を定めるに当たり，立法当時の社会情勢や財政事情等を考慮して，職員の死亡により被扶養利益を喪失した遺族のうち，一般的に就労が困難であり，自活可能ではないと判断される者に遺族補償年金を支給するとの目的の下に，障害要件とともに，そのような者を類型化するための要件として設けられたものであると解されるところ，地公災法が遺族補償年金の受給権者にこのような要件を設けたこと自体は合理的なものといえる。」

「…妻については，年齢や障害の有無に関わらず典型的に生計自立の能力のない者として，年齢要件等を設けずに生計維持要件を有する者は遺族補償年金の受給権者としたことには，地公災法が立法された当時においては，一定の合理性があったといえる。…

以上によれば，本件区別は…立法当時の社会状況（女性が男性と同様に就業することが相当困難であるため専業主婦世帯が一般的な家庭モデルである状況）が大きく変動していない状況の下においては，差別的取扱いということができず，憲法14条1項に違反するということはできない。

しかし，上記立法の基礎となった社会状況は時代とともに変遷するものでもある上，本件区別の理由は性別という，憲法の定める個人の尊厳原理と直結する憲法14条1項後段に列挙されている事由によるものであって，憲法が両性の本質的平等を希求していることは明らかであるから，本件区別の合理性については，憲法に照らして不断に検討され，吟味されなければならないというべきである。」

(2) 比較の対象と現在の状況

「…今日では，専業主婦世帯が一般的な家庭モデルであるということではできず，共働き世帯が一般的な家庭モデルになっているというべきであるから，現在における本件区別の合憲性を判断するに当たっては，こうした一般的な家庭モデルの変

化にも着目する必要がある。…

よって、共働き世帯において本件年齢要件の適用が問題となるのは、どちらか一方が職員である夫婦双方の収入によって家計を維持していた場合か、死亡した職員の収入によって主として家計を維持していた場合である。」

「確かに、女性の社会進出が進んで共働き世帯が一般的な家庭モデルとなった今日においても、女性の方が、男性に比べて、依然として、賃金が低く、非正規雇用の割合が多いなど、雇用形態や獲得賃金等について不利な状況にあることは明らかであり…本件区別の前提となった立法事実の一部は依然継続していることが認められる。

しかしながら、そのような男女間の就業形態や収入の差については、あくまでも相対的なものであるし…母子家庭においても…84.5%が就業できていることをも考慮すると、本件区別のように、死亡した職員の遺族である55歳未満の配偶者において、妻を一般的に就労が困難である類型にあたるとして、男女という性別のみにより受給権の有無を分けることの合理的な根拠になるとは言い難い。

しかも、本件年齢要件の適用が問題となる一般的な家庭モデルである共働き世帯の場合、専業主婦世帯や専業主夫世帯とは異なり、遺族たる配偶者は、男女いずれであれ…現に就労して家計補助的な程度を超える収入を得ているものの、生計維持要件を充たしているということは、単独で通常的生活水準を維持できないか、生活水準を下げざるをえないような状態にあるのは共通であって、職員である配偶者が死亡した場合に単独で生計を維持できるような職に転職したり、就労形態を変更したりすることの困難さも、一般に女性の就業形態、獲得賃金等について、男性に比して恵まれていないことと同様の程度の差にすぎないというべきであるから、そのような差は、共働き世帯について、職員である夫が死亡した場合と職員である妻が死亡した場合とで生計維持要件を満たす配偶者において受給権の有無を分けるほどの異なる取扱いをすることの合理的根拠とはなり得ないというべきである。」

「…バブル経済崩壊後のグローバル経済により、企業が人件費削減も含めたりストラに追い込まれ、労働者の処遇を見直してきた結果、日本型雇用慣行が変容し、非正規の男性労働者の割合が増加してきたことに照らすと、配偶者のうち夫についてのみ本件年齢要件を課することが合理的であるとはいいい難く、前記〔平成23年度厚生労働白書、男女共同参画〕白書の中でも、『社会保障制度においても、男性が正規職員として安定的に就業しているという前提は、見直さざるを得なくなっている』との指摘がなされている。…

これに加えて…児童扶養手当法4条について、それまで母子家庭にしか支給されなかった児童扶養手当を、平成22年8月以降、父子家庭にも支給することとする改正がなされており、遺族補償年金制度と同種目的により制定された社会保障立法において女性のみを優遇する規定を改正し、男女の平等を図るように法改正が行われていることも、遺族補償年金制度制定時の立法事実が変遷したことにより、本件区別の合理性が失われるに至ったことを裏付けるというべきである。」

(3) 結論

「以上のとおり、地公災法の立法当時、遺族補償年金の受給権者の範囲を画するに当たって採用された本件区別は…立法当時には、一定の合理性を有していたといえるものの…今日においては、配偶者の性別において受給権の有無を分けるような差別的取扱いとははや立法目的との間に合理的関連性を有しないというべきであり…夫についてのみ60歳以上（当分の間55歳以上）との本件年齢要件を定める地公災法32条1項ただし書及び同法附則7条の2第2項の規定は、憲法14条1項に違反する不合理な差別的取扱いとして違憲・無効であるといわざるをえない。

そうすると…遺族補償年金の不支給処分は、違法な処分であるから取り消すべきであり…遺族特別支給金〔等〕の各不支給処分も、いずれも違法なものとして取消しを免れない。」

Ⅲ 検討

1 はじめに

本判決は、遺族補償年金等の受給権について、夫と妻で異なる支給要件を規定する法の規定が憲法14条1項に違反すると判断された事案である²⁾。

周知のように、社会保障領域では、性別で異なる取扱いを行うことが比較的多い。それらは、立法時には、社会的背景や男女の就業形態の違いなどから異なる取扱いを行う合理的理由があり、正当性が認められていたと考えられる。しかし、近年こうした取扱いについて批判がなされるようになり、本判決も取り上げた児童扶養手当など、立法上、これまでの取扱いを変更する事例も見られる³⁾。また、裁判例においても、後述するように、労災における外ぼうの醜状障害について性別で異なる障害等級を定める取扱いが違憲とされた（この判決を受けて、障害等級表が変更された）。このような流れにおいて、本判決は、地裁判決であるものの、社会保障領域で存在する性別で異なる取扱いについて再考を促す重要な裁判例である。

本判決の特徴として、地公災法の遺族補償年金という社会保障的性質を有する（本判決もこのことを認める）給付が問題となっているにもかかわらず、朝日訴訟最高裁判決⁴⁾や堀木訴訟最高裁判決⁵⁾といった憲法25条をめぐる最高裁判例を引用・参照せず、憲法14条の問題として判断している点が挙げられる。また、本判決の採った枠組みは、いわゆる「事情の変更による違憲判断」であり、近年の違憲判決に見られる判断枠組みであるが、この点も特徴といえる⁶⁾。

以下では、まず平等権の判断枠組みについて簡単に確認し、社会保障領域における性別で異なる取扱いを検討する。合わせて、近年の違憲判決の枠組みとの関連について述べる。そして、労災における顔の傷をめぐる違憲判決について述べたのうち、本判決の特徴を明らかにする。最後に、本判決の意義と評価を試みる。

なお、本件では遺族特別支給金等についても争われているが、支給要件が遺族補償年金の要件と

同様であることから、以下では遺族補償年金に限定して検討する。

2 平等権の判断枠組み

(1) 平等権の審査基準

憲法学では、平等権の機能および憲法14条1項の解釈について数多くの研究が積み重ねられてきた。とりわけ、憲法14条1項後段に列挙された事由が司法で争われる場合、いわゆる「厳格審査」基準ないし「厳格な合理性」基準を適用するのが妥当であるとされたり、不合理が推定され、正当化のためには強度の理由が必要となるだけでなく、その立証責任も公権力側が負うとされたりしている⁷⁾。その背景には、基準を厳しくすることによって司法が平等を実現することへの期待がある。一方、判例によると、憲法14条1項後段が問題となった場合でも、いわゆる「合理性の基準」によって審査を行っている。すなわち、より立法の裁量が認められやすい基準によって司法が審査することになり、結果として現状の追認になりがちである、といえる。判例の採る基準に対して、学説は総じて批判的である⁸⁾。さらに、近年の研究では、対立している判例および学説のいずれも実質的に機能していないと批判する論考もある⁹⁾。

本件では、夫と妻という性別のみを理由に、異なる支給要件を定めている地公災法の規定が問題となっている。つまり、憲法14条1項後段にいう「性別」が問題となっており、まずはその審査基準が問題になる。判旨2のように、本判決は「合理性の基準」によって審査を行っており、これまでの平等権をめぐる判例の枠組みに沿っているといえる¹⁰⁾。

とはいえ、平等権をめぐっていずれの基準を採るとしても、その区別を行う合理性の有無が結論を左右することになる。そして、社会保障法領域でその合理性が問われる場合、次にみるように、その合理性が認められる可能性は高いといえる。

(2) 社会保障領域における男女差とその合理性

社会保障領域は、性別で異なる取扱い、とりわけ一見すると女性を優遇する取扱い¹¹⁾を行うこ

とが多い。たとえば、母子ないし母子世帯に対する一連の施策は、親の性別で区別し、根拠法の名称にも「母子」を用いている¹²⁾。また、かつて老齢年金の受給開始年齢に男女差が設けられており、その合理性に疑問が呈されることもあった¹³⁾。現在も、国民年金の第3号被保険者について、男女差別であるとの視点から論じられることがある¹⁴⁾。こうした状況について、「社会保障制度は男女差別の『宝庫』である」と「敢えて挑戦的に表現」する論考もある¹⁵⁾。憲法学からも、社会保障領域における男女差について疑問が呈されている¹⁶⁾。

しかしながら、社会保障領域で男女差別が問題とされることはあっても、あくまで理論上にとどまり、司法において憲法14条1項に違反し違憲であると判断されることは、3で検討する違憲判決まで存在しなかった¹⁷⁾。つまり、社会保障領域における性別での異なる取扱いには合理性があるとされてきたのである。その理由として、先に挙げた2つの最高裁判例によって、社会保障領域において広い立法裁量が認められていることが挙げられる¹⁸⁾。そのことは、一見すると男女差がある法令も、そうした取扱いを行う理由に、合理性があると認められやすいことを意味する¹⁹⁾。

その一方で、社会保障領域において広い立法裁量が認められているからといって、憲法14条1項が問題となった時に、そのまま妥当するわけではない。実際、堀木訴訟最高裁判決においても「憲法25条の規定の要請にこたえて制定された法令において、受給者の範囲、支給要件、支給金額等につきなんら合理的理由のない不当な差別的取扱をした」場合には違憲となるとされており²⁰⁾、憲法14条1項の適用が問題となっていた。

また、本件で問題となった地公災法について、本判決は「一種の損害賠償制度の性質を有しており、純然たる社会保障制度とは一線を画するものであることは否定できない。」としている（Ⅱ判旨2参照）。そのように考えると、地公災法にもとづく遺族補償年金にかかる立法裁量は、純然たる社会保障領域における立法裁量よりも狭いことになる。そのことは、性別によって異なる取扱いを

行う遺族補償年金について、合理的理由が認められにくくなることにつながる。

これに加えて、合理的理由が認められにくくなる判断枠組みが近年の違憲判決に見られる、との指摘がある。

(3) 近年の違憲判決と「事情変更」

それが平等権をめぐる近年の違憲判決における「事情変更」法理である²¹⁾。すなわち、裁判所が、①当該立法の“前提となる事実”について立法時と現在を比較し、②その事実に対する評価が異なるに至っており、③現在では合理的理由が認められないと評価することによって、違憲判断を導く判断枠組みである。近年の違憲判決の多くがこの判断枠組みに拠るとされており、その中には、平等権が問題となった国籍法違憲判決²²⁾や在外邦人選挙権訴訟²³⁾なども含まれる²⁴⁾。この判断枠組みは、立法時の合憲性を認めることで“立法権の侵害”という批判を避けつつ、当該立法によって引き起こされる現状を変えようとするものであり、違憲判決による影響を考慮したものとされている²⁵⁾。

社会保障領域でも、いわゆる学生無年金訴訟をめぐる議論において、この枠組みに類似した議論を論じるものがある²⁶⁾。具体的には、国民年金法の改正によって国民年金制度の趣旨が変化したにもかかわらず、大学生の加入についての制度変更が遅すぎたとして、当時の任意加入制度の適用について平等権違反を問うものである²⁷⁾。法改正およびその解釈が関係するため、憲法学における事情変更の判断枠組みとはやや異なるものの、立法時と訴訟で問題となった時点と比較する点で、共通しているといえよう。

本件の判断枠組みは、この「事情変更」を採用しており、家庭モデルの変化が“前提となる事実”にあたるとした（Ⅱ判旨3（1）参照）。すなわち、地公災法の立法当時は専業主婦世帯が多かったが、現在は共働き世帯が多いことを認定し、そのうえで（生計維持要件を充たす）補助的な働き方をする男性と女性の就職状況を比較して、依然として女性が厳しい状況にあることを認めつつも、現在は男性も厳しい状況にあることから、夫にの

み年齢要件を設けるほどの合理的根拠がない、としている。その限りで、本判決は、憲法25条をめぐる最高裁判決こそ引いてはいないものの、地公災法に損害賠償的性質を認めることおよび「事情変更」の法理によって前提事実の変化を認めることで、憲法14条1項に違反するという結論に至ったものといえる。

このように、本判決は遺族補償年金の法的性質と新たな判断枠組みによって違憲判決を導いたが、(Ⅱ判旨3(2)にいう)児童扶養手当法の改正に加えて、次に検討する性別による異なる取扱いについて違憲とした裁判例の影響もあったように思われる。

3 性別を理由にした違憲裁判例と本件の関係

その裁判例が労災保険における外ぼうの醜状障害をめぐる違憲判決である²⁸⁾。この裁判例では、就業中の事故により顔に傷を負った労働者が、顔の傷について女性を優遇する形で男女差を設けている障害等級表を問題にした。

(1) 外ぼうの醜状障害の法的評価とその合理性

裁判所は「憲法14条1項は、法の下での平等を定めた規定であり、事柄の性質に即応した合理的な基準に基づくものでない限り、差別的な取扱いをすることを禁止する趣旨と解される。」としたうえで、厚生労働大臣の「裁量権を考慮してもなお当該差別的取扱いに合理的根拠が認められなかったり、合理的な程度を超えた差別的取扱いがされているなど、当該差別的取扱いが裁量判断の限界を超えている場合には、合理的理由のない差別として、同項〔憲法14条1項〕に違反するものと解される。」「障害補償給付を受ける権利の制約に関する厚生労働大臣の裁量は、表現行為や経済活動など人権への制約場面に比し、比較的広範であると解される。」とした。

そのうえで、国勢調査の結果により、醜状障害による嫌悪感や苦痛、就労機会の制約およびそれに伴う損失補てんの必要性について男性より女性の方が大きいという差異があることや、社会通念においても差異があることから「当該差別的取扱

いの策定理由に根拠がないとはいえない。」としつつ、差別的取扱いの程度を問題とした。すなわち、外ぼうの著しい醜状障害を負った被災労働者が、女性であれば第7級として傷害補償年金を受けられるのに対して、男性であれば第12級として傷害一時金の支給にとどまるという取扱いの差が大きく、それを「いささかでも合理的に説明できる根拠が見当たらない」とされた。

(2) 違憲判決と本件の関係

この裁判例は、合理的根拠があることを一応認めつつ、取扱いの“程度”を問題にした点で特色を有する。いいかえると、性別で異なる取扱いを行うにあたって、合理的根拠が認められた点ではこれまでの社会保障領域における性別で異なる取扱いの法的評価と同様であるが、その一方で取扱いの“程度”を問題に違憲とした点で新しい裁判例である²⁹⁾。また、厚生労働省が控訴せずに裁判例が確定しただけではなく、その後、障害等級表が見直され、女性の等級に合わせる形で男女差がなくなった³⁰⁾。この裁判例に関する評釈を見る限り、理由づけおよび結論は受け入れられているようである³¹⁾。

また、この裁判例は、労災保険という社会保障領域を検討しているにもかかわらず、本判決と同様に、憲法25条にかかる最高裁判例を引用ないし参照していない。一方で「障害補償給付を受ける権利の制約に関する厚生労働大臣の裁量は、表現行為や経済活動など人権への制約場面に比し、比較的広範であると解される。」と判示しており、最高裁判例を“意識”しているように読める。地裁判決であることもあるのか、この判断枠組みについて詳細に検討する論考は存在しない³²⁾。

この裁判例と比較すると、本判決は、男女差を違憲とした結論を同じくするものの、その理由づけが異なる。すなわち、本判決は、男女差を規定する根拠それ自体の正当性が、(かつて認められたが)いまや認められないとされた点で特色を有している³³⁾。つまり、本判決の枠組みでは、たとえば女性にも年齢要件を定めることは許されるが、そのうえで男女で異なる年齢要件を定めるこ

とは許されないことになる³⁴⁾。

4 本判決の意義と評価

(1) 本判決の意義

このようにみても、本判決は、性別で異なった取扱いを行うことの目的それ自体を否定し、その主な理由として事情の変化を挙げた事例として意義を持つ。具体的には、社会保障領域において事情変更の法理が認められ、違憲と判断された事例といえる。また、本判決は、Ⅱ判旨3(1)において、憲法学において主張されてきた憲法14条1項後段事由の特殊性を認めており、性別で異なった取扱いを定める場合に慎重な判断を求めている³⁵⁾。

そして、本判決は、一般的な世帯(家庭モデル)について、専業主婦世帯から共働き世帯へ変化したことを認定している。事実認定の部分ではあるが、世帯が関係する社会保障制度の再検討が求められる点で意義があるように思われる。関連して、本判決は、共働き世帯を一般化したうえで生計維持要件から、補助的な働き方をしていた夫と妻とを比較している。抽象的な女性の就業の難しさや賃金の低さを認めつつも、労働市場の状況から、これまで補助的な働き方をしていた夫にとっても働き方の変更が難しいとした点は、労働市場の変化を踏まえた判断といえよう。さらに、児童扶養手当法の改正を取り上げ、社会保障領域における男女平等の変化を認定している点で、本判決は特徴を持つ。

(2) 本判決の評価

このように考えると、先に述べた外ぼうの醜状障害をめぐる違憲判決と理由づけが異なるものの、本判決は、男女が置かれている現在の状況では、社会保障領域における性別で異なる取扱いについて、立法府も見直しを行うべきものとした、と評価できるのではないだろうか。少なくとも、男女差別を行う合理的根拠の正当性自体が否定された本判決によって、今後男女で異なった取扱いを行うに当たって、より正当性が求められるといえる³⁶⁾。本件同様に、労災保険法における遺族補償年金の受給権者(16条の2)および厚生年金法

における遺族厚生年金の受給権者(59条)なども、いずれも夫と妻で異なる要件となっている^{37) 38)}。これらはいずれも被保険者の遺族に対する給付であり、遺族年金の支給として同様に考えることができることから、本判決の枠組みによれば違憲であり、変更が求められる³⁹⁾。

このように、本判決は、憲法学の観点からも社会保障法学の観点からも先駆的な裁判例であり、積極的に評価することができよう。しかしながら、憲法25条をめぐる最高裁判例を引用・参照していない点で、重大な問題が残っているように思われる。

確かに、憲法14条に違反すると判断する以上、本件規定が維持されることはない。しかし、問題となった「遺族補償年金制度には…社会保障の性質を有することは否定できない」以上、本判決には判例違反の可能性があるのではないだろうか。(Ⅱ判旨2で)判例で認められた立法裁量を意識しているようにも読めるうえ、本判決の事実認定を見る限りでは、これまでの判例枠組みに拠っても結論を導くことは可能であると思われる。

さらに、憲法14条1項の審査基準のあいまいさ、結論の不透明性はつとに指摘されているところであり⁴⁰⁾、先駆的な本判決が変更される可能性がないではない。現に、本判決の直後に出された裁判例では、(かつて存在した)遺族基礎年金における母子家庭と父子家庭の取扱いの差異が問題となっているが、違憲とはされていない⁴¹⁾。

こうした問題はあるものの、性別による取扱いに着目し、社会保障領域における憲法14条1項の解釈を積極的行った本判決の試みそれ自体は評価されるべきであると考えられる。先に述べた疑問に加えて、本判決は控訴されているために結論が変わることも予想されるが、司法における判断をおいてもなお、立法には広い意味での立証責任が問われる可能性があると思われる⁴²⁾。

注

- 1) 附則により、当分の間「55歳以上」とされている(附則7条の2第2項)。
- 2) 本判決の評釈として、大林啓吾・ジュリスト1466号(2014年)19頁、紹介するものとして、下

- 川和男・賃社1609号42頁, 白川泰之・週刊社会保障2764～2767号63頁, 高井高人・判自377号100頁。また, 本判決を踏まえた論考として, 菊池(2014b), 常森(2014)。
- 3) 父子家庭に対する児童扶養手当の支給について, 時の法令1863号38頁。また, 橋爪(2005) 175頁参照。
 - 4) 最大判昭和42年5月24日(民集21巻5号1043頁)。
 - 5) 最大判昭和57年7月7日(民集36巻7号1235頁)。
 - 6) 櫻井(2011) 145頁。
 - 7) 芦部(2011) 133頁, 野中(2012) 286頁。
 - 8) 野中(2012) 290頁。
 - 9) 木村(2008)。
 - 10) これまでの判例枠組みについて, 木村(2008) 37頁。
 - 11) 社会保障領域における優遇が性別役割の固定を招いているとの批判がある。衣笠(2012)参照。
 - 12) とはいえ, 父子ないし父子家庭にも一部ではあるが給付する根拠法にもなっている(西村(2003) 472頁)。また, 今日はその拡大が求められているとされる(菊池(2014a) 501頁)。
 - 13) 衣笠(2012) 49頁。
 - 14) 衣笠(2012) 55頁, 浅倉(2001) 220頁参照。
 - 15) 森戸(2008) 227頁。
 - 16) 尾形(2011) 196頁。
 - 17) 近年まで, 社会保障領域における男女差別を理由にした違憲判決は存在しなかった。加藤智章ほか(2009) 147頁〔尾形健〕。
 - 18) 岩村(2001) 36頁, 西村(2003) 41頁, 堀(2004) 154頁, 菊池(2014a) 61頁参照。
 - 19) 尾形は, 社会保障領域が「他の法分野に比べ, 立法裁量が相対的に承認される傾向が強い」ことが判断枠組みにも影響を及ぼしている, と述べる(尾形(2006) 322頁)。
 - 20) 菊池(2014a) 61頁参照。
 - 21) これまでの議論を整理し機能を論じるものとして, 櫻井(2011), とりわけ146頁参照。
 - 22) 最大判平成20年6月4日(民集62巻6号1367頁)。
 - 23) 最大判平成17年9月14日(民集56巻7号2087頁)。
 - 24) 平等権をめぐる議論および国籍法違憲判決について, 常本(2012年), とりわけ100頁参照。
 - 25) 櫻井(2011) 157頁。
 - 26) 学生無年金訴訟について, 堀(2013) 438頁, 菊池(2014a) 147頁。また, 加藤(2009)も参照。
 - 27) 倉田(2009) 129頁。
 - 28) 京都地判平成22年5月27日(判時2093号72頁)。評釈として, 安西(2011), 卷(2010)など。
 - 29) 合理的根拠の有無ではなく差別的取扱いの程度が問題となった点で, 尊属殺違憲判決と同様である。卷(2010) 7頁参照。
 - 30) 裁判所自体はそこまで明確に求めなかったとされる(安西(2011) 7頁)。そのように変更した理由として, 専門検討会の報告書(外は障害に係る障害等級の見直しに関する専門検討会報告書)の影響があるとされる。
 - 31) “程度”が問われる場合, 評者によって意見が分かれる可能性がある。しかし, 管見の限り, これまでの差異が大きすぎるという点で一致している。
 - 32) 本判決の枠組みに照らせば, 労災保険が損害賠償的性質を有していることから憲法25条にかかる最高裁判例を引用・参照していなかったと考えられる。
 - 33) より詳細に比較する論考として, 常森(2014) 56頁参照。
 - 34) 先の裁判例では取扱いの「差を縮める」という選択肢が残っていた。前掲注(30)参照。
 - 35) 常森(2014) 56頁。
 - 36) “専業主婦であることが多い女性”というこれまでの前提の見直しが求められている, と言いかえられる。また, 菊池(2014b) 33頁参照。
 - 37) この他, 国家公務員災害補償法における遺族補償年金も同様である。
 - 38) 遺族厚生年金の受給要件について詳細に検討するものとして, 堀(2013) 515頁。
 - 39) 常森(2014) 62頁。
 - 40) 木村(2008) 44頁。
 - 41) 東京高裁平成25年10月2日判決, 東京地裁平成25年3月26日判決(LEX文献番号2511386)。
 - 42) 菊池(2014a) 33頁, 常森(2014) 62頁。
- 参考文献**
- 浅倉むつ子(2001)「社会保障とジェンダー」日本社会保障法学会編『講座社会保障法第1巻 21世紀の社会保障法』法律文化社。
- 安西文雄(2011)「判評」630号2頁
- 芦部信喜(高橋和之補訂)(2011)『憲法 第5版』有斐閣。
- 岩村正彦(2001)『社会保障法I』弘文堂。
- 尾形健(2006)「憲法と社会保障法の交錯 憲法学からみた社会保障制度のあり方についての総論的検討」季刊社会保障研究41巻4号。
- (2011)『福祉国家と憲法構造』有斐閣。
- 加藤智章(2009)『もうひとつの年金 障害基礎年金の支給要件』新潟日報事業社。
- ほか(2009)『新版社会保障・社会福祉判例体系1』旬報社。
- 菊池馨実(2014a)『社会保障法』有斐閣。
- (2014b)「遺族年金の男女格差は解消を」週刊社会保障2766号。
- 木村草太(2008)『平等なき平等条項論 equal protection条項と憲法14条1項』東京大学出版会。
- 倉田聡(2009)『社会保険の構造分析 社会保障における「連帯」のかたち』北海道大学出版会。

- 衣笠葉子（2012）「女性と社会保険」日本社会保障法学会編『新・講座社会保障法第1巻 これからの医療と年金』法律文化社。
- 櫻井智章（2011）「事情の変更による違憲判断について」甲南法学51巻4号。
- 常本照樹（2012）「平等判例における違憲判断と救济方法の到達点」論究ジュリスト1号。
- 常森裕介（2014）「社会保障給付における男女差の検討 遺族補償給付違憲判決を契機として」賃社1612号。
- 西村健一郎（2003）『社会保障法』有斐閣。
- 野中俊彦など（2012）『憲法I 第5版』有斐閣。
- 橋爪幸代（2005）「ひとり親家庭に対する就労支援施策 児童扶養手当法と母子及び寡婦福祉法の改正を通して」季刊労働法211号。
- 卷美矢紀（2010）「労災補償における外ぼうの醜状障害に関する男女差別」法学教室365号。
- 堀勝洋（2004）『社会保障総論 第2版』東京大学出版会。
- （2013）『年金保険法 第3版』法律文化社。
- 森戸英幸（2008）「社会保障における男女差別」森戸英幸・水町勇一郎編著『差別禁止法の新展開 ダイヴァーシティの実現を目指して』日本評論社。（かわくぼ・ひろし 神奈川県立保健福祉大学講師）